

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

- 1 保険料の払込猶予期間の延伸
保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

- 2 保険金の非常即時払等
必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

| 取 扱 種 別 | 取 扱 期 間 |
|--|-----------------------------------|
| 1 保険金及び未経過保険料の非常即時払 | 2018年9月6日(木)から 2018年10月5日(金)まで |
| 2 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 | |
| 3 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 | |
| 4 普通貸付金の非常即時払 | |
| 5 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し(還付)の非常取扱い | |
| 6 契約者配当金の非常即時払 | |